

R 1 営繕 小松島西高等学校 小・中田 フェンス設置他工事

目 次	
	表紙
B-O 1	特記仕様書 1
B-O 2	特記仕様書 2
B-O 3	特記仕様書 3
B-O 4	付近見取図、配置図、仮設計画参考図
B-O 5	A、B工区 平面図、立面図
B-O 6	A、B工区 詳細図
B-O 7	C工区 平面図、立面図、詳細図
B-O 8	フェンス参考図

課 長	副課長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

I. 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項																																			
1. 工事名称	R 1 営繕 小松島西高等学校 小・中田 フェンス設置工事	3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害防止対策要綱(平成1年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令等に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担その都度補修又は補強すること。</p>	諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先においては、中間処理施設のみとする。																																				
2. 工事場所	小松島市中田町			(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適時に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																																				
3. 敷地面積				◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。																																				
4. 工事種目	・既存ブロック塀改修工事のうちフェンス設置工事			受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。																																				
5. 工事区分	・図示による。			受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。																																				
6. 工期	工事完成期間は令和 年 月 日とする。			受注者は、再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。																																				
II. 建築工事仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項																																			
1章 一般共通事項		1. 通用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官房営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修仕様」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③建委物解体工事共通仕様書(平成24年版)</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 捕足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設管理者と、協議の上行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行なう。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する建設機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経済第249号 最終改正 平成14.4.1 国経施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査認定事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査認定により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排水ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経済第249号 最終改正 平成14.4.1 国経施第225号)」に基づき指定された排水ガス対策型建設機械とする。ただし、排水ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排水ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査認定により評価された排水ガス浄化装置を装着することで排水ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排水ガス対策型建設機械あるいは排水ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に回定期検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備乗法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、警備員等の検定等に関する規則第1章第4条により規定された交通誘導警備乗務を行う場所に一级又は二级の検定合格警備員の配置が(義務付けられていない)。 ・警備員は、延20人(昼10人、夜10人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備乗法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に從事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る第二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。 <p>◎道路の使用許可及び占有許可が必要な場合は、受注者が協議及び手続きを行うこと。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>	5. 施工調査	<p>◎本工事の着手時に、給排水、地下埋設物等の調査を行う。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官房営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木質認定制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木質認定機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の产地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質セメント板)については、合法性に係る確認、「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木についての合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕様に記載されていない特別な材の仕様・工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p>																																			
2. 工事関係図		4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗賊の観察から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p> <p>また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、営業許可指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県木質材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等-県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行なう。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い適切に処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書)が監督員と同一のものとし、監督員の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 廃去物の種類、発生材の処分場を記載する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名</th> <th>所在地 処分地</th> <th>運搬距離 km</th> <th>処理単価 (税抜き)</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート(無筋)</td> <td>旭鉄石(株) ☆優良認定業者 (中間処分)</td> <td>徳島市飯谷町批把の久保13-4 徳島市飯谷町批把の久保17-3,20</td> <td>7.0</td> <td>1,200</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>コンクリート(有筋)</td> <td>(株)フクブル (中間処分)</td> <td>徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番</td> <td>12.0</td> <td>1,200</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>旭鉄石(株) ☆優良認定業者 (中間処分)</td> <td>徳島市飯谷町批把の久保13-4 徳島市飯谷町批把の久保17-3,20</td> <td>7.0</td> <td>1,200</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>金属(処分)</td> <td>(株)旭金屬 ☆優良認定業者</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>10.3</td> <td>0</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>宮崎基盤整地(株) ☆優良認定業者</td> <td>鳴門市大麻町三俣字津久田1番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1他</td> <td>18.5</td> <td>11,000</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位	コンクリート(無筋)	旭鉄石(株) ☆優良認定業者 (中間処分)	徳島市飯谷町批把の久保13-4 徳島市飯谷町批把の久保17-3,20	7.0	1,200	t	コンクリート(有筋)	(株)フクブル (中間処分)	徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番	12.0	1,200	t	アスファルト	旭鉄石(株) ☆優良認定業者 (中間処分)	徳島市飯谷町批把の久保13-4 徳島市飯谷町批把の久保17-3,20	7.0	1,200	t	金属(処分)	(株)旭金屬 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	10.3	0	t	汚泥	宮崎基盤整地(株) ☆優良認定業者	鳴門市大麻町三俣字津久田1番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1他	18.5	11,000	t
種類	処分許可業者の会社名	所在地 処分地	運搬距離 km	処理単価 (税抜き)	単位																																			
コンクリート(無筋)	旭鉄石(株) ☆優良認定業者 (中間処分)	徳島市飯谷町批把の久保13-4 徳島市飯谷町批把の久保17-3,20	7.0	1,200	t																																			
コンクリート(有筋)	(株)フクブル (中間処分)	徳島市上八万町田中1148番地1 徳島市上八万町田中1148番	12.0	1,200	t																																			
アスファルト	旭鉄石(株) ☆優良認定業者 (中間処分)	徳島市飯谷町批把の久保13-4 徳島市飯谷町批把の久保17-3,20	7.0	1,200	t																																			
金属(処分)	(株)旭金屬 ☆優良認定業者	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	10.3	0	t																																			
汚泥	宮崎基盤整地(株) ☆優良認定業者	鳴門市大麻町三俣字津久田1番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1他	18.5	11,000	t																																			
			<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見直し書の提出を求める。減額変更を行なうことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物業者に変更すること。ただし、</p>																																					

●工事名 R 1 営繕 小松島西高等学校 小・中田 フェンス設置工事	●面積番号 B-01	●図面名 特記仕様書 1
		●縮尺
●図面名 特記仕様書 1		

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																
	<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 材料の主な部材を県内産出の原資料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのたる関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内産再生砂石の原則使用 受注者は、再生砂石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の205第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砂石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 合板、木質系フローリング、構成用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、絶熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、タル酸ジーn-ブチル及びタル酸ジー2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点など、他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は常勤課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従て忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次回により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次回の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>当初請負対象額</td><td>一般入札工事</td><td>低入札工事</td></tr> <tr><td>3千万円未満</td><td>一</td><td>1回</td></tr> <tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>一</td><td>2回</td></tr> <tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr> <tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図(製作3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・(原図版)) ・工事写真(写真帳1部(着手前・工事中・竣工)、電子データ2部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料 <p>◎竣工図は関係図面(データ貢与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貢与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真での確認できること。</p> <p>◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>区分</td><td>サイズ</td></tr> <tr><td>着工前</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr> <tr><td>工事中</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr> <tr><td>竣工</td><td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td></tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家による、(よらない)ものとする。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	一	1回	3千万円以上5千万円未満	一	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>11. 痕症補修</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約規約第41条第2項に基づく痕症の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・2年)とする。 ただし、その痕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p> <p>12. デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)と/orすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECCホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(国土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	<p>3章 解体施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと、工事中に発生する粉塵については、散水等適切な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の撤送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること、また、道路の汚染防止に努め、道端等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 梱み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと) <p>◎解体撤去範囲は、図示による。</p> <p>2. 工事の範囲</p> <p>3. 事前措置</p> <p>4. 構内舗装等</p> <p>5. 地下埋設物・埋設配管等</p> <p>6. 整地・埋戻し・盛土</p>	<p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は週間とする。 切り回し時期については、頃とする。</p> <p>◎樹木等の伐採抜根及び移設：工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。</p> <p>◎埋戻しは、(購入土・クラッシャラン・再生クラッシャラン・現場発生土)とする。</p> <p>◎混入する石の最大径は監督員の指示による。</p> <p>◎埋め戻し高さは、現状地盤程度とする。</p>	<p>4章 土工事</p> <p>1. 根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようによること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、パケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>2. 排水</p> <p>3. 埋め戻し及び盛土</p> <p>4. 地均し</p> <p>5. 建設発生土の処理</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようによること。</p> <p>◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p> <p>◎場外搬出適正処分とする。 民間の廃土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。</p> <p>◎土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の指定 排出土：砂質土 会社名：株式会社ヒロックス 所在地：徳島県阿南市加茂町黒河22-10 処分単価：1t当たり800円(税抜き) 運搬距離：24.0kmを見込んでいる。 運搬経路：県道120号、国道55号/県道130号、県道276号 	<p>5章 地盤工事</p> <p>1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地盤等</p> <p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び捨地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生クラッシャラン)とする。 <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>種別</td><td>使用部位</td><td>厚さ</td><td>粒度範囲</td></tr> <tr><td>再生クラッシャラン</td><td>基礎</td><td>100</td><td>RO-40</td></tr> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凸は目づぶし砂利で上均しをする。</p> <p>・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは50mmとする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生クラッシャラン	基礎	100	RO-40
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																			
3千万円未満	一	1回																																			
3千万円以上5千万円未満	一	2回																																			
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																			
1億円以上	2回	3回																																			
区分	サイズ																																				
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																				
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																				
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																																				
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲																																		
再生クラッシャラン	基礎	100	RO-40																																		

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>S A 設計一級建築士事務所 森 宏 文 1級建築士登録 第126287号 TEL・FAX 0884-49-1511</p>	<p>●工事名 R 1 営繕 小松島西高等学校 小・中田 フェンス設置工事</p>	<p>●面番号 B-02</p>
		<p>●図面名 特記仕様書2</p>	
		<p>●縮尺</p>	

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																		
6章 鉄筋工事																							
1. 材料	<table border="1"> <tr> <td>規格番号</td><td>規格名称</td><td>種類の記号</td><td>径(mm)</td></tr> <tr> <td>JIS G 3112</td><td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>SD295A</td><td>D10, D13</td></tr> <tr> <td>-</td><td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-		<p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。</p> <p>(1) コンクリート中のアルカリ終量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ終量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。</p> <p>(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント【B種またはC種】あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント【B種またはC種】もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <p>(3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p>								
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																				
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, D13																				
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-																				
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。																						
3. 加工及び組立て	◎鉄筋の組手は(重ね組手)、ガス圧接組手・機械式組手・溶接組手とする。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。																						
4. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。																						
5. あと施工アンカー	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカーエネルギーの施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・接着系アンカー)とする。 ◎引張試験を行う ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。																						
7章 コンクリート工事	◎設計基準強度	4. レディミクストコンクリート 工場の指定	◎型枠は、(県産木製型枠)・(合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロックとする。 <table border="1"> <tr> <td>型枠の種別</td><td>仕上げ種別</td><td>塗装の有無</td><td>材質</td><td>厚さ</td><td>適用箇所</td></tr> <tr> <td>県産木製型枠</td><td>-</td><td>なし</td><td>合板</td><td>-</td><td>基礎(地中部)</td></tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (1)</td><td>A種</td><td>なし</td><td>合板</td><td>-</td><td>基礎(地上部)・立上り壁</td></tr> </table>	型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	-	なし	合板	-	基礎(地中部)	6.8.3 (b) (1)	A種	なし	合板	-	基礎(地上部)・立上り壁	8章 左官工事	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。 ◎笠木モルタル塗りのモルタル材料は共仕15.2.2による。 ◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。
型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																		
県産木製型枠	-	なし	合板	-	基礎(地中部)																		
6.8.3 (b) (1)	A種	なし	合板	-	基礎(地上部)・立上り壁																		
1. 一般事項		5. 型枠		2. モルタル塗り																			
2. コンクリートの仕上がり		9章 その他工事		1. フェンス	<p>◎フェンスの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 目かくしルーバーフェンス 柱: □100×50×2.3 (STKR400) ルーバー 折版t=0.6 外装は亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装とする。但し、ナット付継続は亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっき(四角ナットは溶融亜鉛めっき)の上高耐候性樹脂粉体塗装、ボルトは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とする。 メッシュフェンス 柱: φ50.8×1.6 亜鉛・アルミニウム・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装 ワイヤメッシュ、網線は亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装 ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理 																		
3. 普通コンクリート	◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種とする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(b)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用ができる。(できなない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験は(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5±1.5%とする。	10章 補装工事		1. 路盤	◎路盤材料(再生砕石RC-40), 車道部の厚さは(100)mm ◎結固め試験は(行う・行わない)。 ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。																		
				2. アスファルト舗装	<table border="1"> <tr> <td>舗装の種類</td><td>部位</td><td>舗装の厚さ(mm)</td></tr> <tr> <td>密粒度アスファルト舗装</td><td>敷地内車路</td><td>50</td></tr> </table>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	密粒度アスファルト舗装	敷地内車路	50												
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																					
密粒度アスファルト舗装	敷地内車路	50																					
					◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。																		